

予防技術検定模擬テスト

－解説付－

NO.153

[共通] 問1 次の文章は消防法に定められている火災の調査に係る条文であるが、下線部分が誤っているものがいくつあるか選べ。

第31条 消防長又は消防署長は、消火活動をなすとともに火災の原因並びに火災及び消火のために受けた損害の調査に着手しなければならない。

第32条 消防長又は消防署長は、前条の規定により調査をするため必要があるときは、関係のある者に対して質問し、又は火災の原因である疑いがあると認められた製品を所有し若しくは購入した者に対して必要な資料の提出を命じ若しくは報告を求めることができる。

(2) 消防長又は消防署長は、前条の調査について、関係のある官公署に対し必要な事項の通報を求めることができる。

第33条 消防長又は消防署長及び関係保険会社の認めた代理者は、火災の原因及び損害の程度を決定するために火災により破損され又は破壊された財産を調査することができる。

第34条 消防長又は消防署長は、前条の規定により調査をするために必要があるときは、関係者に対して必要な資料の提出を命じ、若しくは報告を求め、又は当該消防職員に關係のある場所に立ち入つて、火災により破損され又は破壊された財産の状況を検査させることができる。

(2) 第4条第1項ただし書及び第2項から第4項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。

- | | |
|--------|--------|
| (1) 1つ | (2) 2つ |
| (3) 3つ | (4) 4つ |

[消防用設備等] 問1 消防設備士及び消防設備点検資格者の種類とこれらの者が点検を行うことができる消防用設備等の種類の組み合わせとして、消防法令上誤っているものは次のうちどれか。

- | | | |
|------------------|----|--------------|
| (1) 第2類の甲種消防設備士 | —— | 連結送水管 |
| (2) 第4類の乙種消防設備士 | —— | 排煙設備 |
| (3) 第6類の乙種消防設備士 | —— | 消火器 |
| (4) 第2種消防設備点検資格者 | —— | パッケージ型自動消火設備 |

[消防用設備等] 問2 延べ面積にかかわらず消火器具の設置が義務付けられる防火対象物として、消防法令上正しいものを選べ。ただし、いずれの防火対象物においても、少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱っていないものとする。

- | |
|---|
| (1) 消防法施行令別表第1(3)項口に掲げる防火対象物で、火を使用する設備又は器具を設けないもの |
| (2) 消防法施行令別表第1(4)項に掲げる防火対象物 |

(3) 消防法施行令別表第1(6)項ハに掲げる防火対象物で、利⽤者を入居させ、又は宿泊させるもの

(4) 消防法施行令別表第1(17)項に掲げる防火対象物で、文化財保護法の規定に基づき重要な文化財として指定しているもの

[防火査察] 問1 消防法の立入検査に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- | |
|---|
| (1) 飲食店の立入検査を実施しようとした際、従業員から証票の提示を求められたので、証票を提示し、従業員に消防計画に規定されている火災時の避難方法等について質問をするなど、立入検査を最後まで継続した。 |
| (2) 立入検査を実施する体制については、立入検査を実施する職員の予防関係の知識、技術、勤務形態等を勘案し、消防長又は消防署長が防火対象物の区分等に応じて、実施する職員を事前に指定しておくことは必要である。 |
| (3) 限られた時間で効率・効果的な立入検査を実施するためには、防火対象物の状況や過去の指導経過等を事前に把握し、検査に必要な事項を検討しておくなど、事前の準備は重要である。 |
| (4) 消防法令上、立入検査を実施する際の事前の通告の義務はないが、効果的な関係者への指導を実施するため、できる限り事前の通告を実施する必要がある。 |

[防火査察] 問2 消防法の違反処理に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- | |
|--|
| (1) 防火対象物について公示が義務付けられている命令を行ったときは、消防法令違反があり、消防機関によって措置命令が発せられて、履行される前の状態にあることを周知する必要はあるので、速やかに公示をしなければならない。 |
| (2) 違反調査の方法としては実況見分があるが、実況見分とは、違反事実の確認及び証拠保全のため違反現場に出向し、防火対象物関係者の任意の協力により、違反の状態や物の存在を現認し、調査することをいう。 |
| (3) 警告は行政指導であるが、警告は命令の前段階として行われるので、警告しようとする内容に関して履行義務者が複数であるときは、それぞれの義務者あて個別に警告をする必要がある。 |
| (4) 消防法上の命令は、原則として、行政手続法等の適用を受けるので、聴聞又は弁明の機会の付与の手続きを経て、命令を発動する必要がある。 |

[危険物] 問1 製造所等の位置の基準の適用に関する次の記述のうち、正しいものを選べ。

- | |
|--------------------------------|
| (1) 給油取扱所の位置は、保安対象物件から当該給油取扱所の |
|--------------------------------|

解説 (2)は、デマンドアサイメントの特徴である。

〔国民保護〕

問1 答 (1)

解説 国民の保護に関する基本指針 第4章第1節1警報参照。

〔警防〕

問1 答 (2)

解説 火薙素ガスは、塩化ビニール、塩化ビニリデンなどから発生し、その特徴は、毒性が高く、激しい咳、痙攣、吐き気を催し、角膜をおかし、呼吸器の粘膜もおかかる。

消防司令問題

〔消防法規〕

問1 答 (1)

解説 (1) 正しい。
(2) 該当しないため、誤り。
(3) 消防隊が現場到着することで義務が消滅するため、誤り。
(4) 補償の対象とはならないため、誤り。
(5) 発生しないため、誤り。

〔人事管理〕

問1 答 (1)

解説 (1) 正しい。
(2) 都道府県知事のため、誤り。
(3) 普通地方公共団体の長のため、誤り。
(4) 消防長のため、誤り。
(5) 消防団長のため、誤り。

〔地方自治制度〕

問1 答 (5)

解説 (1) 町は、条例要件のため、誤り。
(2) 5万人以上のため、誤り。
(3) 6割以上のため、誤り。
(4) 6割以上のため、誤り。
(5) 正しい。

〔警防〕

問1 答 (2)

解説 数多の死傷者発生とともに住民の救助・救急・避難誘導事象が同時多発的に発生するものと予想される。

〔救急〕

問1 答 (3)と(5)

解説 「救急隊の感染防止マニュアル(Ver2.0)」8新型コロナウイルス感染症への対応 (1)感染防止対策に記

載のとおり。

- (3) 症状の有無に関わらず、可能な限りサーナカルマスクを着用させる。
- (5) 全身つなぎ型の感染防止衣を着用する必要はない。

問2 答 (1)と(4)

解説 「救急隊の感染防止マニュアル(Ver2.0)」8新型コロナウイルス感染症への対応 (2)心肺蘇生時の対応に記載のとおり。

- (1) 胸骨圧迫は、BVMで傷病者の口、鼻を覆い密着させた後に行う。
- (4) チューブ挿入時には、傷病者の顔からマスクを外す前に胸骨圧迫を中断し、挿入を確認してBVMを接続した後に再開する。

問3 答 (1)、(2)、(3)、(4)、(5)(全て)

解説 出典「救急隊の感染防止対策マニュアル(Ver2.0)」(令和2年12月25日付 消防救第315号消防庁救急企画室長通知)P.1「2.職員の職業感染防止対策」「アワクチン接種及び必要時の血中抗体検査」参照。

予防技術検定模擬テスト

〔共通〕

問1 答 (1)

解説 消防法第7章(消防法第31条～第35条の4)に定められている火災の調査の一部の条文に関する設問である。消防法第32条の下線部分は、正しくは「製造し若しくは輸入した者」に対して必要な資料の提出を命じ若しくは報告を求めるができるとされているため、誤りである。同条は、平成24年の消防法改正により、製品火災対策の強化を図るため、消防長及び消防署長に対して、火災の原因である疑いがあると認められた製品の製造業者又は輸入者に対する資料提出命令権及び報告徴収権を新たに付与し、火災原因の特定に必要な資料の提出や報告を求めることができるよう改正されたものである(「消防法の一部を改正する法律等の運用について」平成24年10月19日付 消防予第389号・消防技第60号参照)。

また、逐条解説消防法によると、消防法第31条における消防機関による火災調査の内容は、「火災の原因」と「火災及び消火のために受けた損害」の調査に分けられ、前者は、単に出火原因にとどまらず、燃焼現象が火災の規模に達するに至った一連の要因、火災発生後、拡大又は延焼により損害を大きくした要因、死傷者の発生の要因など、火災がいかにして発生し、拡大し、損害を生ぜしめたかについての諸要因をいい、後者のうち「火災のために受けた損害」は、火災及び火災からの避難等により受けた人的物的被害、「消火の

ために受けた損害」は、消防隊や関係者による消火行為に付随して生じる人的物的被害をいうとされている。また、消防法第33条は、消防機関及び保険会社の火災の調査における物的調査権について規定したものであるが、保険会社は本条によって一般的な権限が与えられているだけであり、消防法上これ以外の規定がないので、立入検査等の具体的な権限については保険契約者との契約において定めが必要となるとされている。これに対して、消防機関においては、消防法第34条において火災の調査をする上で必要な資料提出命令、報告徵収及び立入検査について規定されており、消防法32条と並んで火災調査における具体的な権限行使の根拠規定が定められている。

〔消防用設備等〕

問1 答 (4)

解説 消防法施行規則第31条の6 第5項において、消防法第17条の3の3の規定により消防設備士免状の交付を受けている者（消防設備士）又は総務省令で定める資格を有する者（消防設備点検資格者）が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類は、消防庁長官が定めるとされている。この規定に基づき、「消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類を定める件」（平成16年消防庁告示第10号）が制定されている。

- (1) 同告示1に掲げられている表において、第1類の甲種消防設備士若しくは乙種消防設備士又は第2類の甲種消防設備士若しくは乙種消防設備士は、連結送水管の点検を行うことができるとされているため、正しい。
- (2) 同告示1に掲げられている表において、第4類の甲種消防設備士若しくは乙種消防設備士又は第7類の乙種消防設備士は、排煙設備の点検を行うことができるとされているため、正しい。
- (3) 同告示1の柱書きにおいて、消防設備士にあっては、消防法施行規則第33条の3各項の規定に基づき工事又は整備を行うことができる消防用設備等についても点検を行うことができるとされており、同条第3項において、第6類の乙種消防設備士は消火器の整備を行うことができるとされているため、正しい。
- (4) 同告示2に掲げられている表において、パッケージ型自動消火設備の点検を行うことができる消防設備点検資格者は、第2種ではなく第1種とされているため、誤り。

問2 答 (4)

解説 消防法施行令第10条第1項及び第2項参照。

- (1) 平成28年12月に発生した糸魚川市大規模火災の事

例等に鑑み、平成30年3月28日に消防法施行令が改正され、消防法施行令別表第1(3)項に掲げる防火対象物のうち、火を使用する設備又は器具を設けているもの（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。）にあっては、延べ面積にかかわらず、消火器具の設置が義務付けられることとなった（「消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について」（平成30年3月28日付 消防予246号）参照）。しかし、それ以外のものにあっては、従前どおり延べ面積150m²以上のものにその設置が義務付けられているため、誤り。

- (2) 消防法施行令別表第1(4)項に掲げる防火対象物にあっては、延べ面積150m²以上のものに消火器具の設置が義務付けられているため、誤り。
- (3) 平成18年1月に発生した長崎県大村市認知症高齢者グループホーム等の火災事例に鑑み、平成19年6月13日に消防法施行令が改正され、火災発生時に自力で避難することが著しく困難な者が入所する社会福祉施設等として位置づけられた消防法施行令別表第1(6)項に掲げる防火対象物にあっては、延べ面積にかかわらず消火器具の設置が義務付けられた（「消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について」（平成19年6月13日付 消防予第230号）参照）。しかし、これ以外の社会福祉施設である同表(6)項ハに掲げる防火対象物にあっては、利用者の入所や宿泊の有無は関係なく、従前どおり延べ面積150m²以上のものにその設置が義務付けられているため、誤り。
- (4) 消防法施行令別表第1(17)項は、文化財保護法の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律の規定によって重要美術品として認定された建造物とされており、これらのいずれの建造物であっても延べ面積にかかわらず消火器具の設置が義務付けられているため、正しい。消防法施行令別表第1(17)は、かけがえのない文化的所産として火災からの保護が必要とされるものであり、規模又は構造に關係なく一定の危険性があると考えられるため、面積にかかわらず消火器具の設置が義務付けられている（消防法施行令解説参照）。なお、文化財の防火対策については、令和元年10月に発生した首里城の火災等を踏まえて、令和2年3月24日付 消防予第67号により文化財等における訓練の実施方法を具体化した「国宝・重要文化財（建造物）等に対応した防火訓練マニュアル」等が示されているので、参考とされたい。

〔防火査察〕

問1 答 (4)

- 解説** (1) 立入検査マニュアルにより適当。
(2) 立入検査マニュアルにより適当。